

秘密保護法の施行に抗議し即時廃止を求める声明

本日、日本国憲法の基本原則を破壊する「秘密保護法」が施行された。

全国二千名を超える弁護士で構成される自由法曹団は、「秘密保護法」の施行に満腔の怒りをもって抗議するとともに同法の廃止を強く求めるものである。

1 国民の意思を無視して強行採決された秘密保護法

秘密保護法は、法案概要の発表後に寄せられた約9万通のパブリックコメントのうち実に約8割が反対の意見であったにもかかわらず、国会提出が強行されたものである。さらに各種の世論調査においても、過半数を超える国民が反対意見を表明していたし、多数の地方自治体が反対決議を挙げていた。日本弁護士連合会をはじめとする各地の弁護士会、報道機関、ノーベル賞受賞者をはじめとする科学者等、思想・信条を問わずあらゆる階層から広範な反対の声が挙がっていた。

国会審議がなされるや、連日の国会包囲行動、反対集会とデモ行進などの秘密保護法に対する国民の反対の行動と声はさらに盛り上がり、安倍首相と自公両党所属の国会議員らの耳にも確実に届いていた。しかし自公両党は、国民の強い反対意見を無視して、短期間の審議で強行採決によって同法を成立させたのであって、秘密保護法は何ら民意を反映していない。

2 日本国憲法の基本原則を破壊する秘密保護法

秘密保護法の果たす機能は、対象とされている特定秘密の中身からも明らかなおおりに軍事機密の統制である。

秘密保護法は、日本版NSCの設置、本年7月1日の集団的自衛権の行使容認を含む閣議決定と一体となって、我が国を海外で戦争する体制につくりかえようとするものであり、日本国憲法の基本原則である平和主義を破壊するものにほかならない。

先の閣議決定は集団的自衛権の発動要件を「国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」としたが、その具体的な判断要素としての「攻撃国の意志、能力、事態の発生場所、その規模・態様・推移」に関する情報等は、秘密保護法による特定秘密に指定され、国民や報道機関はこれを知ることができないばかりか、重罰の脅しによって接近することさえ不可能となる。

秘密保護法は、国の命運を左右する安全保障に関する情報を主権者たる国民から一方的に奪うものであり、国民の知る権利と表現の自由という基本的人権を侵害し、民主政の政治過程に重大な過誤をもたらし、国民主権をないがしろにすること甚だしいものである。

また秘密保護法の「適性評価制度」にしても、行政機関や警察が秘密取扱者の犯罪歴、懲戒歴、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的状况に関する事項等の極めて高度なプライバシーを握り、監視を行うものであって、しかも公務員だけでなく、秘密を扱う民間企業等の労働者も対象となっていて、思想・信条に対する侵害の重大な危険を招くものとなっている。

3 施行令及び運用基準は、秘密保護法の危険性を一切払拭しない

法案成立後秘密保護法の持つこれらの問題を除去するとの願いは、秘密保護法施行令および運用基準の策定に託されてきたが、本年10月14日に閣議決定されたその内容は、些かもその危険性を払拭するものになっておらず、国民の危惧を放置したものになっている。

一例をあげれば、施行令第12条は、「漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄」を定めており、国は国民に対し「秘密」の存在を「秘密」にしたまま闇に葬ることができるようになっている。国民は、事後的・歴史的にも「秘密」の検証をすることができない。

また運用基準には、行政刑罰の目的を遙かに超えて重罰化した漏えい罪、取得罪等の罰則規定の謙抑的な運用について、具体的な言及がなく、濫用のおそれは拭い難いものになっている。

4 秘密保護法の即時廃止を！

以上のとおり、秘密保護法は民意を欠くとともに、日本国憲法の基本原理である平和主義、基本的人権、国民主権を侵害する違憲の法律である。

自由法曹団は、秘密保護法の施行に抗議するとともに即時の廃止を強く求めるとともに、今後も広く国民と連帯して秘密保護法廃止の運動を継続していく。

2014年12月10日

自由法曹団
団長 荒井新二